特定保健用食品の表示許可手続（並行審査）

消費者庁長官が特定保健用食品の表示許可をするに当たっては
① その安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴く
② 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による表示規制の抵触の有無につき厚生労働大臣の意見を聴く
ものとなっている。
③ 各関係機関の定める標準的事務処理期間は以下のとおり（ただし、申請者が修正するのに要する期間及び追加資料の提出を求めている期間は含まない）
（i）消費者庁：5か月 （消費者委員会及び食品安全委員会における審査の期間は含まない）
（ii）消費者委員会：6か月 （iii）食品安全委員会：12か月
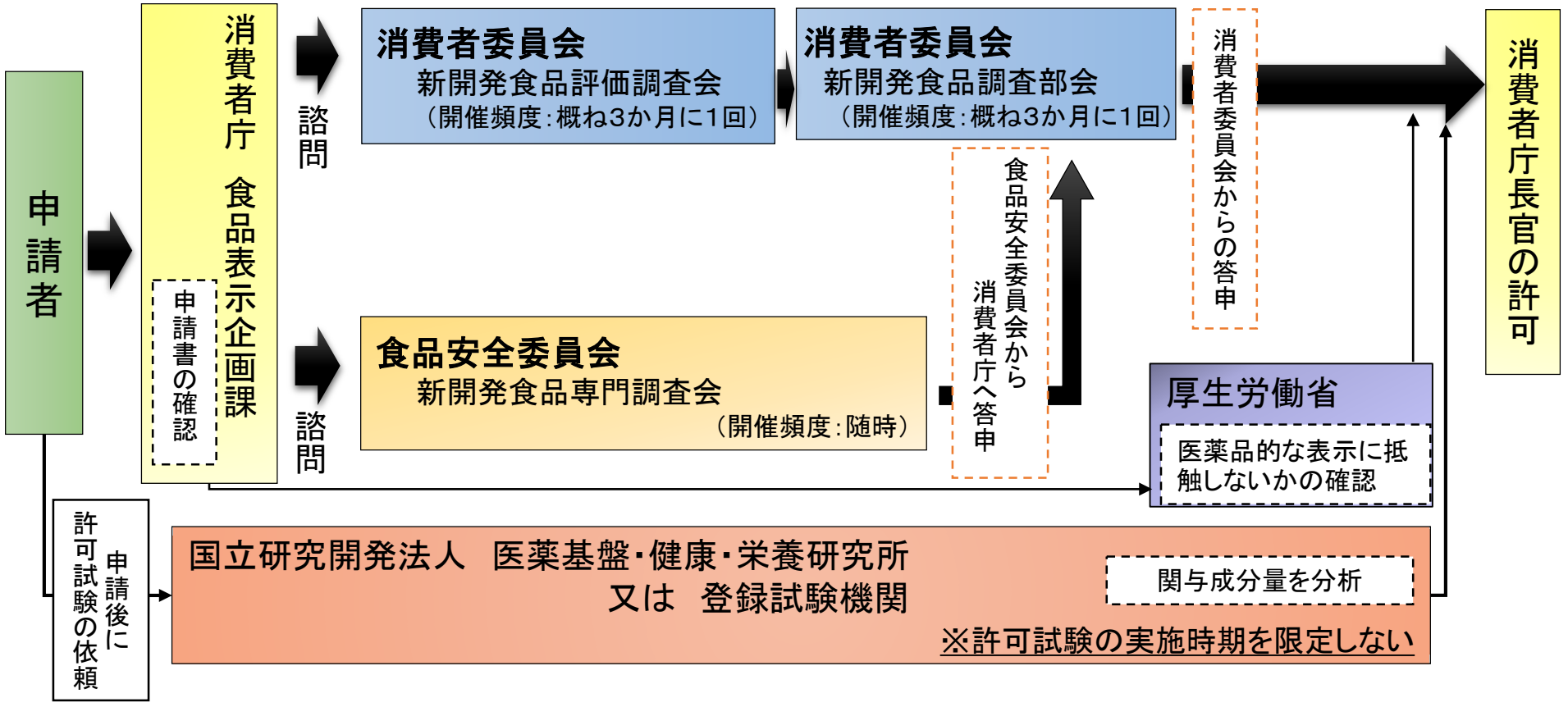
≪表示許可手続の流れ≫